

新型コロナウイルス感染症対策関係通知

※ 新型コロナウイルスの感染状況により、臨機応変に対応しなければならない。これらは参考として掲載したものであるため、現在の対応については、最新の通知等を常に参照すること。

学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（通知）

〔教保体第252号〕
〔令和2年5月21日〕

各市町村教育委員会教育長
各 教 育 事 務 長
各 県 立 学 校 長

埼玉県教育委員会教育長

標記の件について、令和2年5月21日付けでスポーツ庁政策課学校体育室から、別添写しのとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、学校全体で内容を御理解いただき、体育の授業における感染リスクへの対策を講じるとともに、事故防止の徹底について、引き続き御配慮をお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校への周知をお願いいたします。

㊦ 学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について

〔事務連絡〕
〔令和2年5月21日〕

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

スポーツ庁政策課学校体育室

学校における基本的な感染症対策として、学校教育活動の際はマスクを着用し、特に近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないようにマスクの着用を徹底することが適切です。

一方で、運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されております。

このような運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、地域

の感染状況を踏まえ、児童生徒の間隔を十分に確保するなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることが必要です。

なお、体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、様々な感染リスクへの対策を講じることが必要となりますので、引き続き御配慮をお願いします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

記

1. 体育の授業前にマスクを外してから授業後にマスクを着用するまでの間、児童生徒間の距離を2m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保すること。また、児童生徒が教え合う場面では互いの距離を2m以上確保するとともに、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。併せて、体育の授業の前後に手洗いをするよう指導すること。
2. 体育の授業において、軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないこと。ただし、運動時にはN95マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導すること。また、マスクの着用時には、例えば、呼気が激しくなるような運動を行うことを控えたり、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保して休憩するよう指導すること。
3. 当面の間、地域の感染状況を踏まえ、体育の授業は、熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動を行うことは避けること。また、体育館等のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
4. 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児

児童生徒の体育の授業への参加は見合わせることを。

また、授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を1～2m以上確保するよう指導すること。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、マスクを着用した児童生徒が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保するよう指導すること。

5. 教師は、原則として体育の授業中もマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ないこと。なお、マスクを外す際は、 unnecessaryな会話や発声を行わず、児童生徒との距離を2m以上(ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離)を確保すること。
6. 児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面実施せず、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫を行うこと。

運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)

〔教保体第671号〕
〔令和2年9月3日〕

各市町村教育委員会教育長
各県立学校長
各教育事務所長

埼玉県教育委員会教育長

日頃、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ、適切に部活動を実施していただき、感謝申し上げます。

さて、標記の件について、令和2年9月3日付文部科学省初等中等教育局長から、別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、下記の点について、特に御指導いただくとともに内容を御理解いただき、部活動における一層の感染防止に御協力くださるようお願いいたします。

各市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知していただくとともに、各学校で適切に実施されるよう御指導をお願いいたします。

記

1. 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。

2. こまめな手洗いを励行する。
3. 体調のすぐれない学生等は部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。
4. 部活動の練習場所や更衣室等、また食事や集団での移動の際の三密(密閉、密集、密接)を避ける。

㊦ 運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)

〔2文科初第809号〕
〔令和2年9月3日〕

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学法人の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設置する各地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
瀧本 寛
文部科学省高等教育局長
伯井 美徳
スポーツ庁次長
藤江 陽子

国内の新規感染者数の増加に伴い、8月以降、運動部活動に参加する学生及び生徒(以下、「学生等」といいます。)の集団において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した例が見られるようになってきています(文部科学省に報告があった事案のうち、8月1日以降、同一の運動部活動の構成員の中で5人以上の感染者が認められた件数は、大学7件、高等学校5件)。

これらの中には、校内での練習のみならず、練習場や対外試合への集団移動を繰り返し行っていた事例や、同じ寮で生活していた事例も見られます。

運動部活動については、各競技団体が作成している感染症対策のガイドラインののっとり活動を進めていただきたいと思います。競技中・練習中のみならず、学生等同士での会食、長時間の集団での移動、寮生活等も含め、長時間にわたって学生等や指導者が行動を共にしている場合には、集団内での感染拡大の可能性が

高まるものと考えられます。

このため、部活動の競技中・練習中だけでなく、同じ部活の学生等で食事をしたり余暇の時間を過ごしたりするなど、部活動の内外を問わず、学生等が集団で長時間の活動を行う場合には、学校の設置者及び部活動の指導者におかれては、以下のような感染症対策を特に徹底してください。

1. 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。
2. こまめな手洗いを励行する。
3. 体調のすぐれない学生等は部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。
4. 部活動の練習場所や更衣室等、また食事や集団での移動の際の三密(密閉、密集、密接)を避ける。

寮生活を伴う場合には、行動を共にする時間がさらに長くなることから、学生等の健康状態に十分に留意し、発熱等の風邪症状がみられた場合には、仮に症状がすぐにおさまったとしても、主要症状(発熱や咳など)が消退した後2日を経過するまで、個室等に隔離し、部活動や寮生活等の集団活動には参加しないこととするなど、十分な警戒をもって感染症対策にあたってください。また、体調不良者が同時に複数名以上(例えば3名以上)発生した場合には、学校医又は医療機関に相談してください。

なお、中学校及び高等学校の部活動や寮生活に関しては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(令和2年9月3日改訂版)(以下、「学校衛生管理マニュアル」といいます。)における記載事項を踏まえて適切に対応してください。

大学における運動部活動に関しては、各競技団体等のガイドラインや一般社団法人大学スポーツ協会の「新型コロナウイルス感染症対策としての「UNIVAS大学スポーツ活動再開ガイドライン」」の内容にも御留意ください。大学の学生寮の感染防止対策については、「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」(令和2年6月5日高等教育局長通知)のほか、「学校衛生管理マニュアル」も御参照ください。

感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である学生等が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要です。差別・偏見等の防止の取組において必要な場合には、「新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた文部科学大臣メッセージ」等も御活用ください。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校(専修学校を含む。以下同じ。)に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団

体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、各国公立大学法人の長におかれては、その設置する学校に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては、その設置する高等専門学校に対し、大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長におかれては、その設置する学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人理事長及び大学を設置する各学校設置会社の代表取締役におかれては、その設置する学校に対し、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対し、周知いただくようお願いいたします。

参考資料1: 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(令和2年9月3日改訂版) 関係部分抜粋

参考資料2: 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた文部科学大臣メッセージ



教職員をはじめ学校関係者の皆様へ

児童生徒等の学びを確保するための取組が行われているのは、学校の設置者や教職員の皆様が感染症対策と教育活動の両立に心を砕き、日々、大変な御努力をいただいているおかげであり、心より感謝申し上げます。

本年六月から、ほとんどの学校において、教育活動が再開されていますが、児童生徒等や教職員など学校関係者の感染事例が見られるようになってきています。

そのような中、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、よりよい実践ができるよう、学校における指導が一層、重要になってきていると考えています。

文部科学省では、今年四月に、日常における保健の指導を念頭に置いた指導資料を作成し公表しました。更に、十月には、児童生徒等が感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見等について考え、適切な行動を取れるよう啓発する動画も作成する予定です。

- 児童生徒等への指導に当たっては、例えば以下の点を身に付けさせることが大切です。
- 感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。
 - ウイルスから、自分自身を守るため、そして、大切な人を守るため、基本的な感染症対策や、「三密を避ける」等の予防策の徹底が必要であること。
 - 偏った情報や認識、不確かな情報に惑わされることがなく、正確な情報や科学的根拠に基づいた行動を行うことができるようになること。
 - 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する理解や偏見に基づいた差別を行わないこと。感染を責める雰囲気広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、地域での感染につながり得る。
 - ウイルスに感染しても症状が出ない場合があり、自分が知らないうちに感染を広めることもあることから、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある方に接するときは注意が必要であること。
- これに加え、医療従事者や社会活動を支えている人々への敬意や感謝も伝えてほしいと考えています。

また、大学等の高等教育機関においても、学生の感染事例が確認されています。各大学等においては、引き続き、「三密を避ける」ことなど、学生への適切な注意喚起等に取り組んでいただきたいと考えています。

文部科学省としては、差別や偏見等を防ぐための取組について、今後も継続して進めてまいりますので、学校の設置者や教職員の皆様におかれましても、組織的で継続的な取組をお願いします。

感染症への対応は、今後、長期にわたることが想定されますが、文部科学省としても、人数に応じた適切な指導体制の整備について検討するなど、令和時代のスタンダードとして新しい時代の学びの環境整備に引き続き取り組んでまいります。

令和二年八月
文部科学大臣 萩生田 光一

参考資料

新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見などでつらい思いをしたら

児童生徒等の皆さんの不安や悩みを受け止める相談窓口は、下記の通りです。一人で苦しまず、ぜひ利用してみてください。

☐ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm

☐ 子ども的人権110番《法務省》 0120-007-110
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

☐ 都道府県警察の少年相談窓口
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>

☐ いのちの電話の相談 0120-783-556
一般社団法人日本いのちの電話連盟
<https://www.inochinodenwa.org/>

☐ チャイルドライン(18歳までの子供が対象) 0120-99-7777
<https://childline.or.jp/>

☐ 新型コロナこころの健康相談電話 050-3628-5672
一般社団法人日本臨床心理士会、一般社団法人日本公認心理師協会
<http://www.jsccp.jp/info/infonews/detail?no=730>

文部科学省ホームページより作成

保護者や地域の皆様へ

学校において、児童生徒等の学びを確保するための取組を進めることができているのは、保護者や地域の皆様は感染症対策の取組に御理解と御協力を賜っているからであり、心より感謝申し上げます。

しかし、このような取組を徹底しても学校や家庭、社会において感染するリスクをゼロにすることはできません。誰もが感染する可能性があります。その上、新型コロナウイルス感染症には未だ解明されていない点があり、ワクチン開発中であることから、この感染症に対する不安をお持ちの方が多いと思います。

私たちは、この感染症と、この感染症がもたらした社会の変化に対して、現時点での科学的な知見や理解に基づいて、正しく向き合うことが必要です。私からは、保護者や地域の皆様に向けた二点をお願いいたします。

- 第一に、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷を許さないということです。
- 誰もが感染する可能性があるのですから、感染した児童生徒等や教職員、学校の対応を責めるのではなく、衛生管理を厳格し、更なる感染を防ぐことが大切です。
- そして、自分が差別等を行わないことだけでなく、「感染した個人や学校を特定して非難する」「感染者と同じ職場の人や、医療従事者などの家族が感染しているのではないか」といふ口を言うなど身の周りに差別等につながる発言や行動があったときには、それに同調せず、「そんなことはやめよう」と声をあげていただきたいと思います。人々の懐疑はウイルスとの闘いの強い武器になります。

感染を責める雰囲気広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、結局は地域での感染の拡大にもつながり得ます。その点からも差別等を防ぐことは必要なことです。

- 第二に、学校における感染症対策と教育活動の両立に対する御理解と御協力です。
- 感染症への対応が長期にわたることが想定される中、学校では、感染症対策を講じつつ学校教育ならではの学びを大事しながら教育活動を進め、子供たちの健やかな学びを最大限保障するための取組を進めていただいているところです。また、大学についても、感染症対策の徹底と、対面による授業の検討も含めた学習機会の確保の両立をお願いしております。
- これからの季節に開く時代を生きていく児童生徒等や学生が、必要となる力を身に付けていくことができるよう、学校の教育活動の継続への御理解と御協力をお願いします。
- 新型コロナウイルスのみならず、感染症へ正しく対応するためには、最新の科学的な知見を知ることも不可欠です。政府として、分かりやすい広報に努めているところですが、保護者や地域の皆様におかれとも科学的な知見等を日々の生活に生かしていただきたいと思っています。

令和二年八月
文部科学大臣 萩生田 光一

コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について（通知）

【教保体第1427号】
令和3年3月30日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 様
各 教 育 事 務 所 長

埼玉県教育委員会教育長

標記の件について、令和3年3月26日付でスポーツ庁政策課から、別添写しのとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、内容を御確認いただき、各学校等で活用ください。

なお、埼玉県の『県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン Ver.5』Ⅲ-1 教育活動上の留意点について（中学校・高等学校）2 各教科等の指導（2）エ（セ）に掲載されております、「中学校『保健分野』、高等学校『保健』において、感染症の予防についての内容をできるだけ早期に取り上げること」と併せて、「感染症に関する授業において、生徒自身に学校の実状等を踏まえた約束事づくり等ができるように、内容の工夫を検討すること」をお願いいたします。

各市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校への周知をお願いいたします。

【掲載ページ】

スポーツ庁HP「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop_04/list/jsa_00001.htm

㊦ コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料

〔事務連絡〕
令和3年3月26日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課

御中

スポーツ庁政策課学校体育室

コロナ禍において、実技を含む体育、保健体育の授業において児童生徒の学びを保障するためには、基本的な感染症対策を徹底しながら指導の内容や方法を工夫することが大切です。

このことから、スポーツ庁では、体育、保健体育の授業における基本的な感染症対策を踏まえた指導の工夫例について、教師向けの動画資料を作成しましたので、地域の感染状況を踏まえた上で御活用ください。

本資料は、各学校種（小学校、中学校、高等学校）の領域ごとに作成しており、以下のスポーツ庁ホームページにおいて今年度中に順次掲載します。

【掲載ページ】

スポーツ庁HP「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop_04/list/jsa_00001.htm

家庭での体育、保健体育の学習コンテンツの活用について（通知）

〔教保体第1112号〕
令和3年1月15日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

埼玉県教育委員会教育長

標記の件について、令和3年1月14日付でスポーツ庁政策課から、別添写しのとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、内容を御確認いただき、各学校等で活用ください。

各市町村教育委員会におかれましては、貴管

下各学校への周知をお願いいたします。

なお、本資料は学校の授業を補完するものであり、授業については引き続き適切に実施していただくようお願いいたします。

【掲載ページ】

スポーツ庁HP「家庭での体育、保健体育の学習コンテンツ参考例」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop_04/list/jsa_00027.htm

㊦ 家庭での体育、保健体育の学習コンテンツの活用について

〔事務連絡〕
令和3年1月14日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課

御中

スポーツ庁政策課学校体育室

児童生徒の体力向上を図る上で、児童生徒の運動習慣の確立が必要であり、学校での体育、保健体育授業における指導の充実に加え、放課後や休日における児童生徒の自発的な運動を促すことが大切です。スポーツ庁では、家庭での体育、保健体育学習を進める学習の参考例として、本年度の全国都道府県・指定都市教育委員会学校体育担当指導主事研究協議会において、「家庭での体育、保健体育の学習コンテンツ参考例」を作成しましたので活用願います。

本資料は、学校での体育、保健体育授業の内容を踏まえ、放課後や休日において、児童生徒が自主的に運動に取り組めるよう作成しました。本資料は、下記のスポーツ庁ホームページに掲載しており、その内容は、各校種（小学校、中学校、高等学校）の各領域について「知識及び技能編」「思考力、判断力、表現力等編」「体力編」で構成しており、学習の記録を残すための学習カードも添付しています。編集や加工が可能な形式としておりますので、適宜変更して使用いただいても差し支えありません。

なお、本資料は、あくまでも学校の授業を補完するものであり、授業については適切に実施していただくようお願いいたします。

また、掲載のない領域については、準備ができたものから、順次掲載をする予定としていることを申し添えます。

【掲載ページ】

スポーツ庁HP「家庭での体育、保健体育の学習コンテンツ参考例」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop_04/list/jsa_00027.htm

学校の水泳授業における感染症対策について (通知)

〔教保体第97号〕
〔令和3年4月12日〕

各市町村教育委員会教育長
各県立学校校長
各教育事務所長

埼玉県教育委員会教育長

標記の件について、令和3年4月9日付けでスポーツ庁政策課学校体育室及び文部科学省初等中等教育局幼児教育課から、別添写しのとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、学校及び園全体で内容を御理解いただき、水泳授業における感染リスクへの対策を講じるとともに、事故防止の徹底について、引き続き御配慮をお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校及び各園への周知をお願いいたします。

㊦ 学校の水泳授業における感染症対策について

〔事務連絡〕
〔令和2年9月3日〕

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各国公立高等専門学校担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

スポーツ庁政策課学校体育室
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、感染リスクへの対策が必要となります。

特に、水泳の授業においては、複数学級による合同授業の実施に伴い多くの児童生徒が同時にプールや更衣室を使用したり、複数の児童生徒が組になる形態で安全の確認をしながら学習を行ったりするなど、児童生徒の密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策を講じる必要があります。

このため、児童生徒の健康と安全を第一に考えて、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の

場面を避けるなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じた上で、水泳授業の実施について検討してください。このことについては、幼稚園におけるプール活動についても同様です。

また、実施に当たっては、スポーツ庁が作成した「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料」(https://www.mext.go.jp/sports/b-menu/sports/mcatetop_04/list/jsa_00001.htm)も参考にしてください。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課及び幼稚園主管課におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

記

1. 学校プールについては、学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号)に基づき適切に管理すること。特にプール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。また、ドアノブやシャワーや洗眼器の水栓など児童生徒が手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。

屋内プールについては、換気設備を適切に運転するなど換気を行うこと。また、学校以外のプールを活用して授業を行う場合には、そのプールの管理者に対して学校環境衛生基準及び本事務連絡に基づく適切な管理を徹底すること。

2. 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の水泳授業への参加は見合わせること。

授業を見学する児童生徒については、気温が高い日などは、熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保したりするよう指導すること。

3. 授業中、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一齐に大人数の児童生徒が入らないようにすること。プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔は2m以上を保つことができるようにすること。

4. 授業中、手をつないだり、体を支えたりするなど、児童生徒が密接する活動は避けること。例えば、パディシステムについても、児童生徒によるプールサイドでの人数確認は、事故防止の上で重要であるが、複数の児童生徒が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運用すること。

5. 更衣室については、児童生徒の身体的距離

を確保することが困難である場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめること。更衣室利用中は、不必要な会話や発声をしないよう児童生徒に指導すること。水泳の授業中はマスクを外すことになるので、マスクの適切な取扱いについて指導するとともに、更衣室利用の前後に手洗いを徹底すること。また、更衣室のドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童生徒が手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。

6. 水泳の授業で児童生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。
7. 水泳授業を実施する際には、以上の感染症対策について学校内で共有するとともに、児童生徒や保護者の理解を図ること。
8. 幼稚園においてプール（ビニールプールを含む）を活用した活動を行う場合も、上記1.～7.を十分に踏まえた対策を講じること。なお、幼児期の特性から、必ずしも幼児が1.～7.に基づく対応を直ちに実施できない場合もあると考えられるが、幼児が感染症予防の必要性を理解できるように説明を工夫するとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。

令和3年10月16日以降の県立学校の部活動について（通知）

〔教保体第1147号〕
〔令和3年10月14日〕

各県立学校長 様

教育長

日頃、新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言解除後の部活動の取扱いについては、令和3年9月28日付教高指第1470号「緊急事態宣言後の県立学校の対応について」により、段階的な活動に取り組んでいただいているところです。

10月16日（土）以降については、現在の感染状況等を踏まえ、別添、資料1及び2のとおりとします。引き続き、新型コロナウイルス感染症及び事故防止について、対策を徹底した上で活動をお願いします。

これに伴い、これまでの新型コロナウイルス感染症に係る部活動の対応に関する通知は廃止します。

また、今後の感染状況に変化が生じた場合は、対応を変更することがあります。

なお、後日『県立学校版 新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン～令和3年度～』を修正することを申し添えます。

資料1

令和3年10月16日（土）以降の県立学校の部活動について

- 1 基本的な考え方
コロナ禍の中での活動であるということを中心に置き、感染・事故防止の対策を徹底した上で、生徒の安心・安全の確保を最優先とした活動を行うものとする。
- 2 具体的な進め方
 - (1) 活動日数及び1日当たりの活動時間等
 - ・ 『埼玉県の部活動の在り方に関する方針』及び各学校の方針に基づく活動とする。
 - ・ なお、各地域の感染状況等を踏まえ、活動内容や時間等の計画を慎重に検討する。
 - (2) 校外活動や対外試合等
 - ・ 校外活動を可能とする。
 - ・ 県境をまたぐ活動や複数の学校が集まる活動の実施は、感染拡大防止の視点を踏まえ、校長が実施の可否を判断する。
 - ・ 生徒や教職員の感染拡大防止を優先し、各種団体等が主催する人会やコンクール等への出場については、校長が参加の可否を判断する。
 - (3) 泊を伴う活動
 - ・ **泊を伴う活動を可能とする。**
 - ・ 『県立学校版新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン～令和3年度～』【III-1-7（6）修学旅行（国内）など、泊を伴う校外行事（ただし、部活動等を除く）】の注意事項を参照し、**県内及び遠征（宿泊）先の感染状況や感染対策等を慎重に検討して、校長が実施について判断する。**
 - ・ 特に、校内合宿は、旅行者等を介さないため、宿泊時に密な環境となることが考えられるため、慎重に判断すること。
 - ・ 合宿の実施に当たっては、食事・入浴・就寝等における感染防止対策を徹底する。
 - ・ 合宿等の中止や延期に伴うキャンセル料の予算措置はないので留意する。
 - (4) 日常的な活動
 - ア 活動計画等
 - ・ 顧問は、コロナ禍における活動として、必要性を十分考慮した上で、各中央競技団体及び各連盟のガイドライン等を遵守して計画を立て、生徒や保護者等に対して、丁寧な説明や対応を行い、理解を得た上で活動する。
 - ・ 管理職は、計画を確認し、適切に指導する。
 - ・ 生徒本人や同居の家族に体調不良がある者の活動参加禁止を徹底する。
 - ・ 感染への不安から活動への参加をためらう生徒に対して、参加しないことを安心して選択できる環境を整える。（参加を強制することや、練習を欠席した生徒を試合に出さないというような対応は、絶対に行わないこと。）

イ 感染防止対策・事故防止の徹底

- ・ 専門家による学校訪問の結果やアドバイスを、各学校の感染防止対策の強化に活用する。
- ・ 保健体育課ホームページ：
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/kansenshou.html>
- ・ 更衣場面、休憩場面、下校時等における感染防止対策を徹底する。
- ・ 部室の使用は原則禁止とし、更衣や道具の出し入れ等やむを得ない場合は、換気を十分にしながらの使用を徹底する。
- ・ 可能な限り食事の場を不要とする活動とすること。食事をとる場合は、会話を控え適切な距離を確保する。
- ・ 運動時は身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ない。ただし、生徒の間隔を十分に確保するなどの対策を講じる。
- ・ また、運動以外の際は、可能な限りマスクを着用する。
- ・ 体育館等を使用する場合の部の入れ替えについては、生徒の集合時間等を考慮し、生徒の入れ替えの時間を十分に確保する。
- ・ 活動前後及び活動中の換気を徹底する。
- ・ 活動終了後は、寄り道せず速やかに帰宅することを徹底する。
- ・ 感染症防止に加え、熱中症等による事故防止のために気象情報を積極的に入手することや、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い場合は活動を中止する等、対策を徹底する。
- ・ 事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わない。

【参考】

	活動日数	活動時間	校外活動	泊を伴う活動
10月16日（土）以降	「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動		可	県内及び遠征（宿泊）先の感染状況や感染対策等を慎重に検討して、校長が実施について判断する。

令和3年10月16日以降の県立学校の部活動について

資料2

以前の通知からの変更

	10月11日(金)～10月15日(金) (9月28日 通知)	10月16日(土)～ (9月28日 通知)	10月16日(土)～ 変更
活動日数	週4日(平日のみ)	「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」 (平日4日 週休日1日)	「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」 (平日4日 週休日1日)
活動時間	2時間以内	「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」 (平日2時間程度 休日3時間程度)	「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」 (平日2時間程度 休日3時間程度)
校外活動	禁止 (公式戦14日前からの活動を除く)	可	可
泊を伴う活動	禁止 (全国大会等への出場時を除く)	禁止 (全国大会等への出場時を除く)	県内及び遠征(宿泊)先の感染状況や感染対策等を慎重に検討して、校長が実施について判断する※

◎今後の感染状況によって、改めて活動を制限することがある。
※合宿等の中止により発生したキャンセル料に対する、補助金等の予算措置は無い

「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和3年度」の更新について (通知)

〔教高指第1661号〕
〔令和3年10月21日〕

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

緊急事態宣言解除後の県立学校の対応については、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和3年度～」(以下、「令和3年度 ガイドライン」という。)及び令和3年9月28日付け教高指第1470号等を踏まえ、感染防止対策を徹底していただいているところとす。

県では、令和3年10月20日に新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「10月25日以降の県立学校の対応」(別添資料1)を決定しました。これを踏まえ、「令和3年度 ガイドライン」を更新しましたので、通知します。

各学校では、「令和3年度 ガイドライン」に則り、感染防止対策の徹底を継続し、教育活動を実施してください。

なお、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって、対応を変更することがありますので、御承知おきください。

【送付資料】

- 1 令和3年10月20日開催 新型コロナウイルス対策本部会議資料 (抜粋)
「10月25日以降の県立学校の対応」
- 2 「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和3年度」(令和3年10月)
- 3 更新履歴一覧

【送付資料1】

資料 1

10月25日以降の県立学校の対応

基本方針：感染防止対策の徹底を継続し、各種教育活動を実施

① 基本的な感染防止対策の徹底

- ▶ 体調不良者等(発熱も含む)の発校・出勤自弃の徹底
- ▶ マスクの正しい着用・着用・食事中の対策等の徹底
- ▶ 教職員・生徒のワグチン検査の促進

② 学習活動

- ▶ 感染症対策を徹底した上で実施

③ 学校行事

- ▶ 文化祭・体育祭等の学校行事
- ▶ 企画内容の工夫と感染防止の徹底
- ▶ 泊を伴う修学旅行等
- ▶ 目的地の状況等を踏まえて判断

④ 部活動

- ▶ 感染拡大防止対策を徹底した上で、県のガイドラインに基づく活動を実施
- ▶ 練習試合、県外での活動、自宿等は、慎重に判断

【送付資料3】

県立学校版 新型コロナウイルス感染症防止対策 ガイドライン
～令和3年度～ 更新履歴一覧

令和3年4月20日付け 教指第229号にて通知

日付	変更箇所	項目	概要	担当課
6月21日	I-1	児童生徒等への指導	・マスクの取扱い（熱中症対策）更新	保健体育課
6月21日	I-2	校内の感染発生管理	・手洗いの徹底 ・感染経路不明感染の扱い追加	保健体育課
6月21日	III-1 III-2 III-3	各教科等の指導	・休講の授業（節申正対策）更新 ・専門学科の集中教育更新	保健体育課 高校教育指導課
6月21日	III-4 III-5	部活動	・令和3年度の具体的な進め方更新	保健体育課 高校教育指導課 特別支援教育課
10月21日	I-1	児童生徒等への指導	・発熱等体調不良の対応更新	総務課 保健体育課
10月21日	II-1	学校を習字学校に類似させた 感染発生に応ずる「C」対応 措置による学習出席	・学校を習字学校に類似させた 対応できない児童生徒に 対する「C」措置等による学習出席の 追加	高校教育指導課 特別支援教育課
10月21日	III-1 III-2	休下校	・持病通学等を削除	高校教育指導課
10月21日	III-1 III-2	各教科等の指導	・全体に関する内容及び個別の教科（保健作 業）について更新 ・新型コロナウイルスの感染に伴う出席等の 取扱いについて 更新	高校教育指導課 特別支援教育課
10月21日	III-1 III-2 III-3	学校行事	・学校祭、文化祭、体育祭、修学 ・修学旅行（国内）キャンセル料 更新 ・修学旅行（国外）について更新	高校教育指導課 保健体育課
10月21日	III-1 III-2	部活動	・10月14日付け表紙添付117号を踏まえ更新	高校教育指導課 保健体育課
10月21日	IV-2,3	進出出席の留意点 及指導の留意点	・特記更新	高校教育指導課
10月21日	V-1	心のケア	・関係通知を添付	生徒指導課
10月21日	V-2	感染症、除菌除染、新型コロナウイルス ワクチン接種等に関する 関係通知の更新、追加	・新型コロナウイルス感染症発生に 対する関係通知の更新 ・関係通知の更新、追加	生徒指導課 保健体育課
10月21日	VI-1	教職員の感染・措置	・関係通知を更新	県立学校人事課
10月21日	III	感染症の発生、又は感染疑 者が発生した際の対応に ついて	・感染者発生時の対応に関する通知を更新	保健体育課
10月21日	IX	臨時休業の考え方	・臨時休業に関する ・臨時休業による積極的学習機会等が行われ ない場合の対応を通知	保健体育課